

2024年11月
第3版

改正建築基準法

2階建ての木造一戸建て住宅 (軸組構法)等の 確認申請・審査マニュアル

2022年改正
(2025年施行)
対応版



編集協力 国土交通省住宅局建築指導課
参事官(建築企画担当)付

発行 一般財団法人 日本建築防災協会
一般財団法人 建築行政情報センター

1. 本章の構成

(1) 審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲

改正前の法第6条の4（建築物の建築に関する確認の特例）に基づき、建築士が設計した旧4号建築物については令第10条で定める対象規定を除いて建築基準関係規定に適合することの確認を受けることになっていましたが（四号特例）、法改正後、新2号建築物については全ての規定が審査対象となります。

本章では、新2号建築物のうち2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の木造一戸建て住宅（平屋かつ200㎡以下を除く）に係る規定について、「四号特例」の見直しにより審査対象となる、法第2章（単体規定）の構造関係規定等を中心に、確認申請に必要な【図書】と【図書に明示すべき事項】を例示します。

以下に、法改正後、新2号建築物の審査対象となる法令の概要と本章における取扱い範囲を示します。

なお、建築物省エネ法が改正され、原則、全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられ、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行うこととなりますが、本章では省エネ基準の適合審査については取り扱いません。

表2-1 法改正後、審査対象となる項目の概要と本章における取扱い範囲

A：特例見直し前においても審査対象であった項目
B（青字）：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

用途	地域 防火地域又は 準防火地域	その他
一戸建て住宅		①
その他	②	

根拠法令等	内 容	審査対象		本章の 取扱い
		①の 場合	②の 場合	
法第2章建築物の敷地、構造及び建築設備（法第19条～第41条） ＜単体規定＞				
法第19条	敷地の衛生・安全〔敷地の高さ、雨水・汚水排出、擁壁〕	A	A	○
法第20条第1項第4号イ （令第3章第2節～第3節）	構造耐力・〔壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定〕	B	B	○
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	B	B	×
法第22条	屋根〔防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性〕	B	A	○
法第23条	外壁〔防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性〕	B	A	○
法第24条	建築物が法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	B	A	×
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕	B	A	×
法第26条	防火壁等〔1,000㎡以内ごとの防火区画〕	A	A	×
法第27条	耐火建築物としなければならない特殊建築物	B	B	×
法第28条第1項	居室の採光〔住宅等居室の採光規定〕	B	B	○
法第28条第2項	居室の換気〔換気用の開口部、換気設備〕	B	B	○

根拠法令等	内 容	審査対象		本章の 取扱い
		①の 場合	②の 場合	
法第 28 条第 3 項	火気使用室の換気	B	A	○
法第 28 条第 4 項	居室の採光〔2 室を 1 室とみなす〕	B	A	○
法第 28 条の 2 (令第 2 章第 1 節の 3)	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	A	A	○
法第 29 条	地階における住宅等の居室〔壁・床の防湿措置〕	B	B	×
法第 30 条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕	B	B	×
法第 31 条第 1 項	便所〔水洗便所〕	B	B	○
法第 31 条第 2 項	便所〔尿尿浄化槽〕	A	A	×
法第 32 条	電気設備〔電気工作物にかかる建築物の安全、防火〕	B	B	○
法第 33 条	避雷設備	B	B	×
法第 34 条	昇降機〔昇降機の安全、防火〕	A	A	×
法第 35 条	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	B	A	×
法第 35 条の 2	特殊建築物等の内装	B	A	×
法第 35 条の 3	無窓の居室等の主要構造部	B	A	×
法第 36 条	一般構造、防耐火、区画、建築設備について必要な技術的基準の政令	A	A	×
法第 37 条	建築材料の品質〔主要構造部等の材料の品質規格〕	B	B	○
法第 39 条	災害危険区域〔津波、高潮等の区域指定と建築禁止〕	A	A	×
法第 40 条	地方公共団体の条例による制限の附加	A	A	×
法第 41 条	市町村の条例による制限の緩和	A	A	×
法第 3 章都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途（法第 41 条の 2～第 68 条の 9） ＜集団規定（第 8 節を除く）＞				
法第 43 条～第 44 条、第 47 条	敷地等と道路との関係、道路内の建築制限、壁面線による建築制限	A	A	×
法第 48 条、第 52 条、第 53 条、 第 53 条の 2、第 54 条	用途地域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積、外壁後退	A	A	×
法第 55 条、第 56 条、第 58 条	絶対高さ、建築物の各部分の高さ、高度地区	A	A	×
法第 61 条、第 62 条	防火地域内の建築物、準防火地域内の建築物	A	A	×
法第 3 章第 5 節	防火地域・準防火地域（法第 61 条中の門・堀、第 64 条、第 66 条除く）	A	A	×
法第 67 条	特定防災街区整備地区	A	A	×
単体規定・集団規定以外、施行令その他				
法第 84 条の 2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和〔壁のない車庫等の緩和〕	A	A	×
令第 2 章第 2 節～第 4 節 (令第 31 条～第 35 条を除く)	天井高・床高・防湿、階段、便所	B	B	○
令第 32 条、第 35 条	汚物処理性能の技術的基準、合併浄化槽の構造	A	A	×
令第 31 条、第 33 条、第 34 条	改良便槽／漏水検査／便所と井戸の距離	B	B	×
令第 4 章～第 5 章の 2	耐火・準耐火・防火構造、防火区画等	B	A	×
令第 5 章の 3	避難上の安全の検証	A	A	×
令第 5 章の 4（第 2 節を除く）	建築設備等	B	B	○
令第 129 条の 2 の 4 第 1 項 第 6 号及び第 7 号	建築設備等	B	A	×
消防法第 9 条、第 9 条の 2	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項、住宅用防災機器 の設置等	A	A	×

(1) 仕様表 - 1

仕様表作成のねらい

ここでは、1 (3) に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

1-10		1-11		仕様表		単位：特記なき限り（mm）		
住宅の名称		〇〇様邸（東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇）						
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載								
項目	小項目	仕様				備考		
建築材料 （法第 37 条）	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度 F_c ：24N/mm ² 以上 スラブ：18cm 以下				1-9	
	基礎鉄筋	JIS	SD295					
令第 2 章第 2 節 （居室の天井の高さ、床 の高さ及び防湿方法）	居室の床の高さ及び防湿方法 （令第 22 条）	床の高さ	640（直下の地面（BM + 400）から）					
		防湿方法	ねこ土台（有効換気面積 75cm ² /m）					
1-2 令第 3 章第 2 節 （構造部材等）	基礎 （令第 38 条）	構造部材の耐久 （令第 37 条）	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置				1-1
			支持地盤の種類及び位置	砂質地盤（GL-0.5m）				
			基礎の種類	べた基礎				
			基礎の底部の位置	地盤面からの深さ：GL-100、根入れ：GL-300				
			基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度 30kN/m ²				
			木ぐい及び常水面の位置	対象外（木ぐい無し）				
	地盤調査 （令第 38 条）	鉄筋	主筋：D13、立上り・底盤・開口補強筋：D10				フック有	
		地盤調査	SWS 試験				SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書*	
	屋根ふき材等 （令第 39 条）	地盤改良	該当なし					
		屋根ふき材の固定方法	平部：全数固定、棟部：ねじ固定、軒・けらば：ねじ 3 本固定				1-3	
		屋外に面する部分のタイル等の緊結方法	該当なし					
	太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし						
1-5 令第 3 章第 3 節 （木構造）	木材 （令第 41 条）	木材の規格（JAS）または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他：無等級材 耐力上の欠点のないこと				1-4	
	土台及び基礎 （令第 42 条）	柱脚の固定方法	土台 120 × 120（ヒノキ、無等級材）を設ける					
		土台の固定方法	アンカーボルト（M12）+ 座金（厚）4.5 × 40 角 × 14 φ により緊結、柱から 200 以内に設置（設置間隔：2700 以内）					
	柱の小径 （令第 43 条）	横架材間距離	1 階 小径 120、横架材相互間の垂直距離の最大：2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：1/23.7 2 階 小径 120、横架材相互間の垂直距離の最大：2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：1/22.8				座屈長さ = 横架材相互間内法	
		柱断面の欠き取り（1/3 以上）の有無	1/3 以上欠き取る場合は適切に補強					
		2 階建ての隅柱	通し柱、または同等の補強（N 値計算による）					
		有効細長比（最大値）	1 階 座屈長さ：2844、断面最小二次率半径：34.64 柱の有効細長比 = 82.1 < 150 2 階 座屈長さ：2730、断面最小二次率半径：34.64 柱の有効細長比 = 78.9 < 150					
	はり等の横架材 （令第 44 条）	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠込み：無し					
	筋かい （令第 45 条）	筋かいの断面	45 × 90					
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し （必要な場合）たすき部補強：両面から短冊金物（S） 当て六角ボルト（M12） 締め、スクリューくぎ（ZS50） 打ち				Z マーク表示金物又は同等認定品	
	構造耐力上必要な軸組 （令第 46 条）	第 1 項	主要な梁せい：スギ（120 × 120～240）					
		第 3 項 床組・小屋ばり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組：構造用合板（厚）24 小屋ばり組：火打ちばり（木製）、振れ止め：設置 火打土台：スギ（45 × 90） ユニットバス、土間床部分は除く					
1-8	第 4 項 壁量基準（耐震・耐風）	筋かい（45 × 90 シングル、ダブル）、配置は壁量平面図による、準耐力壁は外壁周囲の大壁部分						
		筋かい端部				Z マーク表示金物又は同等認定品		
	継手・仕口 （令第 47 条）	耐力壁両側柱頭・柱脚	N 値計算による				N 値計算書	
		その他の柱頭・柱脚	かど金物（CP-L）等				Z マーク表示金物又は同等認定品	
		小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合：ひねり金物 ST-15 たるき・もや接合：鉄丸くぎ 2-N75 2 本斜め打ち 小屋束・小屋ばり・小屋束・もや接合：かすがい C120 両面打ち				平 12 建第 1460 号 基準風速：34m/s、 樹種：J3（スギ） Z マーク表示金物又は同等認定品	
防腐措置等 （令第 49 条）	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし				1-7		
	構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から 1m の範囲で防腐・防蟻処理						

※本書では掲載を省略



(1)仕様表 -1

チェックリスト



根拠条文		番号	明示すべき事項	
構造部材等 (法第20条、令第3章第2節)	(令第37条) [使用構造材料一覧表から転記]	1-1	☐	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
	(令第38条) [基礎・地盤説明書から転記]	1-2	☐	地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
			☐	基礎の種別
			☐	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
			☐	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
			☐	木ぐい及び常水面の位置
	(令第39条) [構造詳細図から転記]	1-3	☐	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	木材の品質 (令第41条) [使用構造材料一覧表から転記]	1-4	☐	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	土台及び基礎 (令第42条) [構造詳細図から転記]	1-5	☐	土台の設置、固定方法
	柱の小径、防腐措置等 (令第43条、第49条) [構造詳細図から転記]	1-6	☐	柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2階建ての隅柱、柱の小径
		1-7	☐	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
			☐	構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置
	木造建築物の部材 (令第44条から第47条) [基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図から転記]	1-8	☐	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
建築材料の品質 (法第37条) [使用建築材料表から転記]		1-9	☐	建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分（令第144条の3に規定する部分）に使用する指定建築材料の種別
		1-10	☐	指定建築材料を使用する部分
		1-11	☐	使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
			☐	日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項
			☐	使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号

(1) 仕様表 - 2

項目	小項目	仕様		備考
令第3章第4節の2 (補強コンクリート ブロック造)	1-12 塀 (令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200
		材料の種類	建築用コンクリートブロック A 種	
		壁の厚さ	150	
		補強筋	壁内部 縦横に 80cm 間隔に D10 配置 横筋：壁頂・基礎補強筋、縦筋：壁端部、隅角部 D10	
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
防火構造 延焼のおそれのある 部分	1-13 屋根 (法第22条)	仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦：不燃材料
		野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎ N38 150 ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング 940(22kg)	
	1-14 外壁 (法第23条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造	準防火材料(認定番号 XX)
居室	1-15 軒裏 (令第108条)	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5 EP	
		内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全て F ☆☆☆	全ての居室
居室の換気	1-16 換気設備 (令第20条の8)	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備 80 m ³ /h × 2基(1, 2階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量○○m ³ /h)	内装ドアにはアンダーカット H=10、または換気ガラリ設置
		天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石膏ボード)	全て F ☆☆☆	全ての天井裏等
給排水衛生設備	1-17 建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告第1388号および同左第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い設置	平25国住指第4725号(給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正 技術的助言)
		給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内：架橋ポリエチレン管	1-18
		排水管材料	排水桝：コンクリート製桝、硬質塩化ビニル製桝 排水管：硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管：防食テープにて処理 排水勾配：1/100 以上 管径は、上下水道局の基準による	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第40条		-	
	法第41条		-	



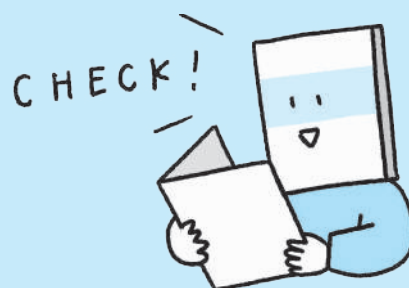


(1) 仕様表 - 2

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
補強コンクリートブロック造の塀 (法第 20 条、令第 3 章第 4 節の 2) [構造詳細図から転記]	1-12	☐ 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		☐ 帳壁の材料の種別及び構造方法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第 22 条区域内の建築物の屋根 (法第 22 条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	1-13	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 23 条) [使用建築材料表から転記]	1-14	☐ 主要構造部（外壁及び軒裏）の材料の種別
シックハウス等対策 (法第 28 条の 2) [使用建築材料表から転記]	1-15	☐ 内装の仕上に使用する建築材料の種別
	1-16	☐ 換気設備の構造
		☐ 天井裏等の種別
昇降機以外の建築設備 (法第 36 条、令第 129 条の 2 の 3 第 2 号) [構造詳細図から転記]	1-17	☐ 昇降機以外の建築設備の構造方法（給湯器等）
給排水設備配管（法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4） [配管設備の使用材料表から転記]	1-18	☐ 配管設備に用いる材料の種別





(2) 配置図

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)	☐	縮尺・方位
	☐	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	☐	擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第19条第4項)
	2-1	☐ 土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	2-2	☐ 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条)
	☐	下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)
塀 (法第20条、令第3章第4節ほか)	☐	組積造の塀の位置(令第3章第4節)
	2-3	☐ 補強コンクリートブロック造の塀の位置(令第3章第4節の2)
	☐	無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)
水洗便所 (法第31条1項)	2-4	☐ 排水ますの位置及び公共下水道の位置
浄化槽 (法第31条2項)	☐	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)	☐	建築物の外部の給水タンク等の位置
	☐	配管設備の種別及び配置
	☐	給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)
くみ取便所、井戸 (法第36条)	☐	くみ取便所の便槽及び井戸の位置
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)	☐	敷地の道路に接する部分及びその長さ
	☐	用途地域の境界線
	☐	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
	☐	防火地域の境界線
	☐	都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線
	☐	申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
	☐	外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積
	☐	申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
	☐	地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
	☐	地盤面の異なる区域の境界線
	☐	後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
	☐	道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離
第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 (法第54条)	☐	二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
	☐	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
	☐	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
	☐	
建築物の各部分の高さ (法第56条)	☐	
	☐	
	☐	
	☐	



(3) 平面図

チェックリスト



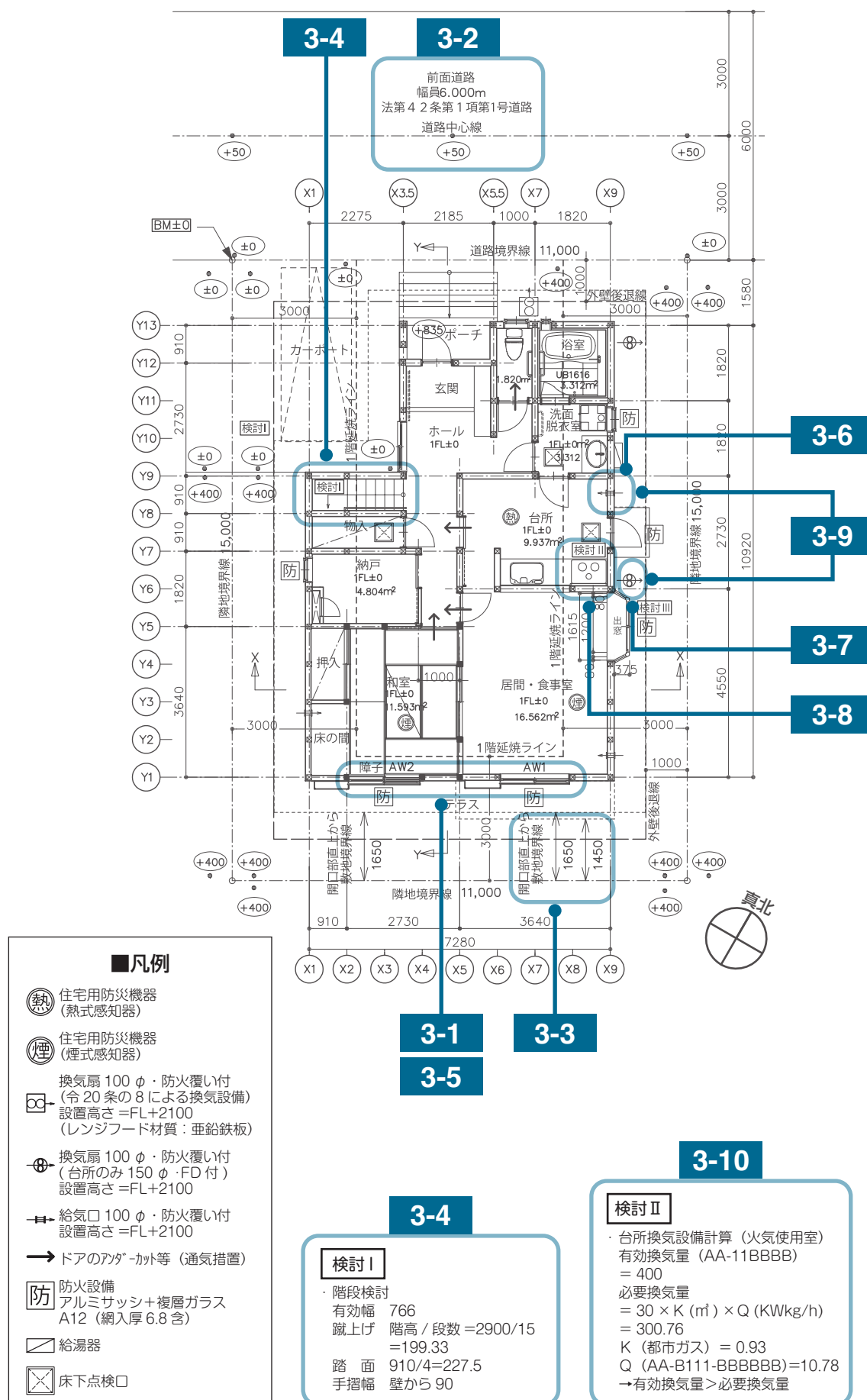
根拠条文	番号	明示すべき事項
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項)	3-1	☐ 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積
	3-2	☐ 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに住居系地域の採光補正係数(令第20条第2項第1号)に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
	3-3	☐ 住居系地域の採光補正係数(令第20条第2項第1号)に規定する水平距離
シックハウス、換気設備 (法第28条の2)		☐ 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
		☐ 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造
階段 (法第36条、令第23条から第26条)	3-4	☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第9条、第9条の2)		☐ 住宅用防災機器の位置及び種類
		☐ 市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項)	3-5	☐ 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
	3-6	☐ 給気機又は給気口の位置
	3-7	☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
	3-8	☐ かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
	3-9	☐ 火を使用する室に関する換気経路
	3-10	☐ 換気設備の有効換気量
便所の窓又は換気設備 (法第36条、令第28条から第31条まで、第33条及び第34条(便所))		☐ 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
火気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)		☐ 給気口又は給気機の位置
		☐ 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置



(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図





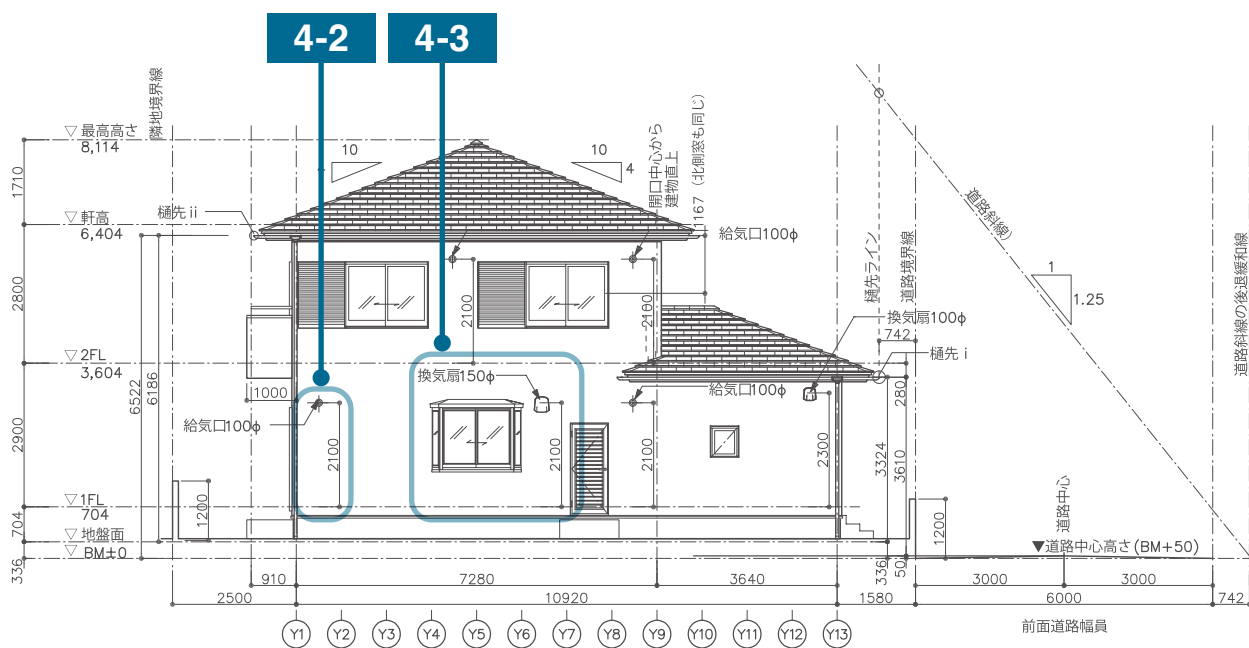
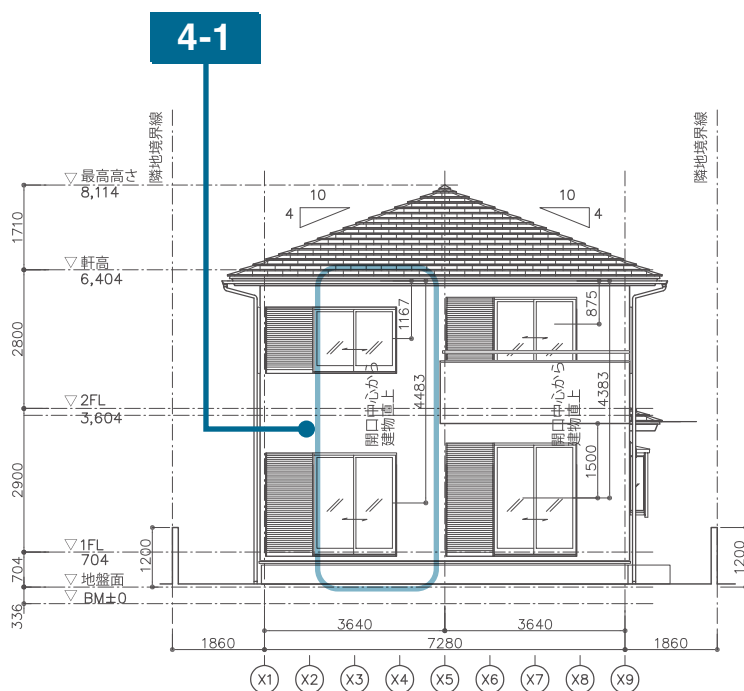
(4) 立面図

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		☐ 縮尺
		☐ 開口部の位置
		☐ 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)		☐ 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)		☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	4-1	☐ 住居系地域の採光補正係数(令第20条第2項第1号)に規定する垂直距離
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)		☐ 敷地境界線
		☐ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		☐ 壁面線
		☐ 門又は塀の位置及び高さ
		☐ 用途地域の境界線
		☐ 土地の高低
		☐ 前面道路の路面の中心の高さ
		☐ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
		☐ 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第135条の2第2項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の3第2項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の4第2項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
		☐ 法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
		☐ 前面道路の中心線
		☐ 擁壁の位置
		☐ 地盤面の異なる区域の境界線
		☐ 後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		☐ 道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離
		☐ 二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線
		☐ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		☐ 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項) [断面図から転記]	4-2	☐ 給気機又は給気口の位置
	4-3	☐ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置

② 東側立面図





(5) 断面図

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
断面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		☐ 縮尺
		☐ 地盤面
	5-1	☐ 各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)		☐ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
		☐ 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)		☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
床の防湿方法、階段の構造など (法第36条、令第2章第2節、第3節)		☐ 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
		☐ 換気孔の位置
		☐ ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況
		☐ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造



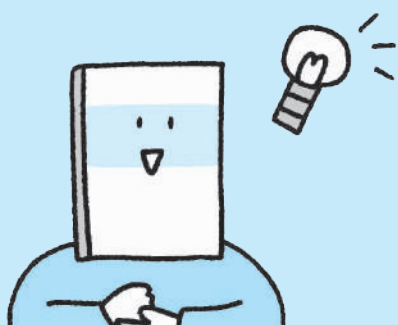


(6) 地盤面算定表

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	
平均地盤面の算定 (規則第1条の3第1項の表1、令第2条第2項)	6-1	☐	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
	6-2	☐	平均地盤面を算定するための算式

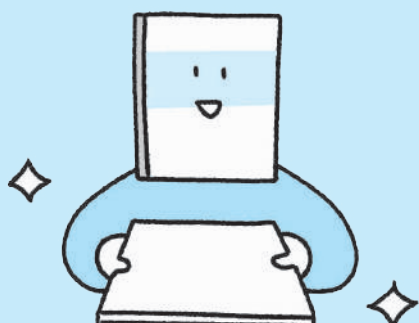




(7) 構造詳細図 チェックリスト



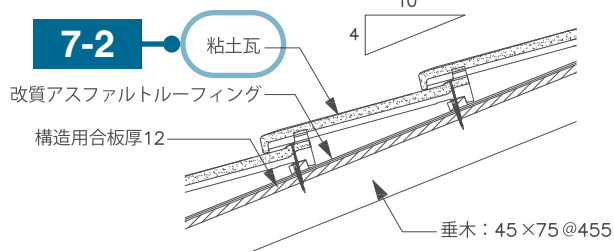
根拠条文	番号	明示すべき事項
詳細図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1) [構造詳細図から転記]		☐ 縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
基礎の構造 (法第20条、令第3章第2節) [令第38条第3項若しくは第4項または 令第39条第2項若しくは第3項の規定に 適合することの確認に必要な図書から転記]	7-1	☐ 令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に 必要な事項 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状 況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法(平12建告第 1347号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定め る件)を用いるものとしなければならない。
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)	7-2	☐ 屋根ふき材の種別
	7-3	☐ 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
補強コンクリートブロック造の塀 (令第3章第4節の2)		☐ 塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の 種別及び寸法
		☐ 帳壁の材料の種別及び構造方法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-4	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-5	☐ 延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及 び寸法



(7) 構造詳細図

① 構造詳細図（屋根）

7-4



法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下 2 つのいずれかに適合

◆国土交通大臣が定めた構造方法
(平 12 建告第 1365 号)

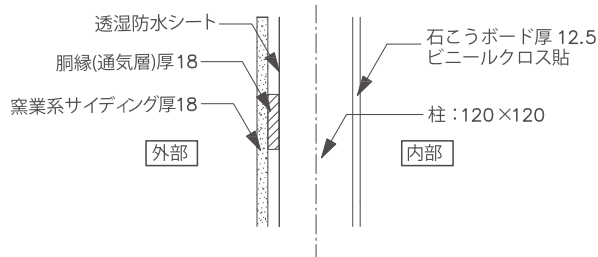
- ①不燃材料で造るか、またはふくこと
- ②準耐火構造
- ③耐火構造

◆国土交通大臣の認定を受けたもの

② 構造詳細図（外壁）

7-3

7-5



7-5

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。
(平 12 建告第 1359 号第 1)

③ 構造詳細図（基礎）

内すべて 7-1

基礎形式 べた基礎 (単位:mm)

立上り上端主筋

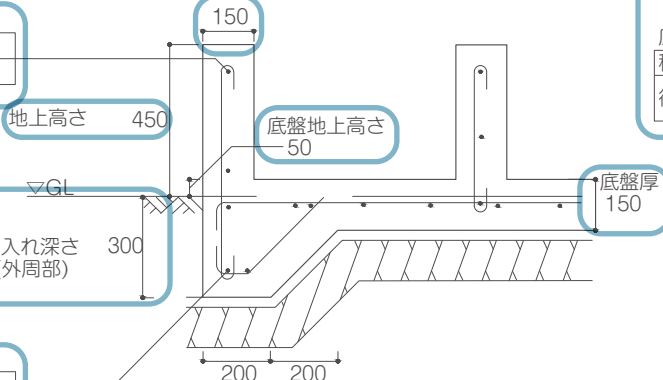
種類	SD295
本数-径	1-D13

せん断補強筋

種類	SD295
径	D10
本数	1
ピッチ	300
フック	あり

立上り下端主筋

種類	SD295
本数-径	1-D13



配筋 シングル

底盤補強筋

種類	SD295
径@ピッチ	D13@300
	上段: 長辺方向
	下段: 短辺方向

8-8

■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	横架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい (45 × 90) (シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい (45 × 90) (ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード (床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40 又は GNC40	150 以下
	b	石膏ボード (床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40 又は GNC40	150 以下

・有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 横架材間内法寸法

※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10

■壁量判定 (必要壁量検討方法：A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定				存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)		
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	G ≤ H
2階 X 方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y 方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X 方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y 方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

8-1

8-2

8-3

8-4

8-5

8-6

8-11

8-7

8-11

・風圧力の区分：一般地域

・各階ごとに、X 方向、Y 方向のそれぞれについて、C と F を比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。

・地震力の必要壁量は、「地盤割増 (令第 46 条第 4 項)」を含む (地盤割増:1.0)



(8) 壁量判定

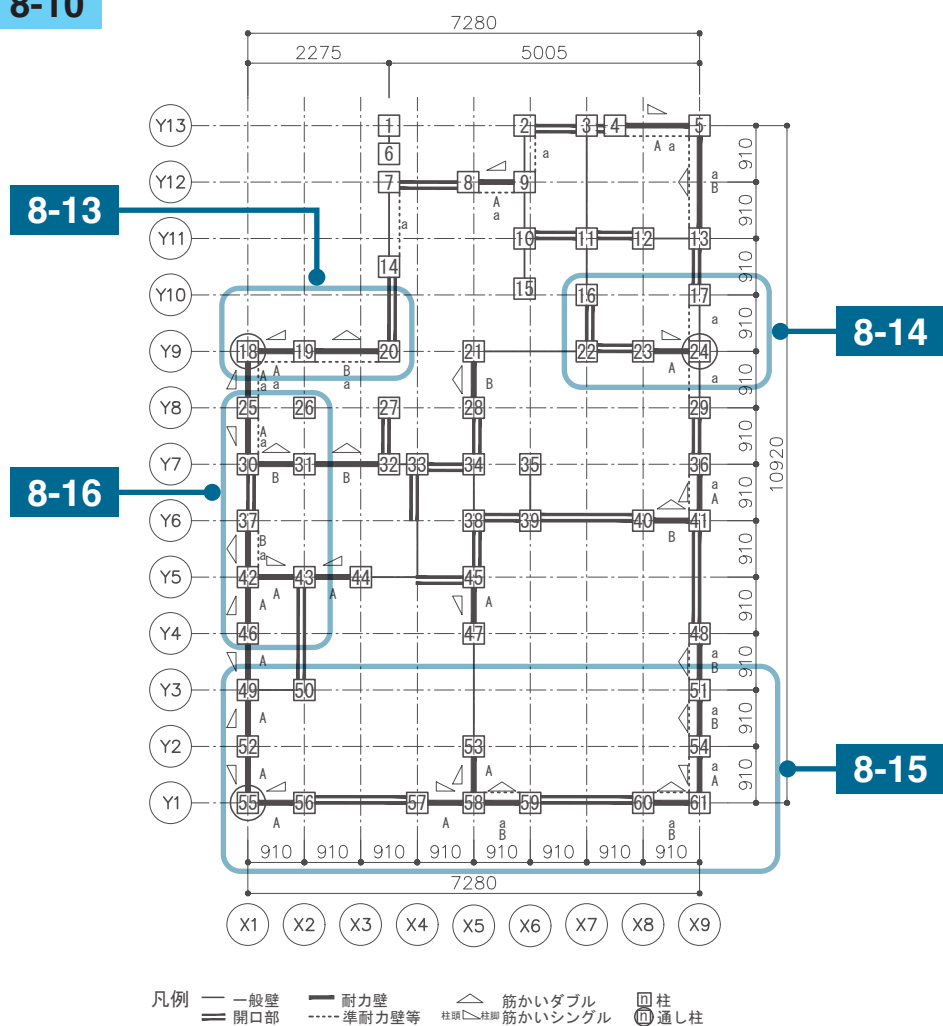
チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項) 明示すべき事項 ：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 2 によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章の該当ページを示しますので、参考にしてください。	8-1	☐ 各階床面積	⇒ P82
	8-2	☐ 床面積に乗する値	
	8-3	☐ 地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	☐ 見付面積 (各階・各方向)	⇒ P87
	8-5	☐ 見付面積に乗する値	
	8-6	☐ 風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	8-7	☐ 存在壁量 (各階・各方向)	⇒ P89
	8-8	☐ 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	
	8-9	☐ 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	
	8-10	☐ 耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	☐ 壁量判定	⇒ P95
	8-12	☐ 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) [平面図から転記]	8-13	☐ 壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	☐ 通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第 3 章第 3 節) [平面図から転記]	8-15	☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 2 3 条) [平面図から転記]	8-16	☐ 耐力壁及び非耐力壁の位置	

① 1 階耐力壁図

8-10



8-10

■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	有効壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2 階／X 方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00	363.55	2,456.55
	b	0.47	773.50			
2 階／Y 方向	A	2.00	819.00	1,638.00	384.93	2,750.93
	B	4.00	182.00	728.00		
	b	0.47	819.00			
1 階／X 方向	A	2.00	773.50	1,547.00	286.65	4,381.65
	B	4.00	637.00	2,548.00		
	a	0.45	637.00			
1 階／Y 方向	A	2.00	910.00	1,820.00	552.83	4,556.83
	B	4.00	546.00	2,184.00		
	a	0.45	1,228.50			

8-12

■準耐力壁等の必要壁量に対する割合の確認

階・方向	必要壁量 (cm)	存在壁量 (準耐力壁等) (cm)	B/A	判 定
	A	B	C	$C < 1/2$
2 階 X 方向	1,431.00	363.55	0.26	OK
2 階 Y 方向	1,431.00	384.93	0.27	OK
1 階 X 方向	2,699.97	286.65	0.11	OK
1 階 Y 方向	2,699.97	552.83	0.21	OK

- ・各階・各方向の必要壁量の1/2以下の範囲内で準耐力壁等を加算する場合、準耐力壁等を考慮せずに壁配置のバランスの確認を行います。また、壁倍率が1.5倍以下の準耐力壁等を考慮せずに柱頭・柱脚の接合方法の確認を行います。

(6) 壁量基準等の改正の概要

省エネ化等による建築物の重量化等に対応するため、壁量や柱の小径の基準を改正します。
本書で対象としている2階建て、階高3.5 m以下の木造軸組構法の住宅における改正概要や支援ツールを紹介します。

① 壁量基準の改正

●仕様の実態に応じて必要壁量を算定します

従来は、いわゆる「軽い屋根」「重い屋根」といわれる2つの区分に応じて、地震力に対する必要壁量を算定していました。

改正後の壁量基準では、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、地震力に対する必要壁量を算定します。太陽光発電設備等を設置する場合は、その荷重を考慮します。

●地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定するための支援ツールを活用できます

表3-2 地震力に対する床面積あたりの必要壁量を算定する2つの支援ツール

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から床面積あたりの必要壁量を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。

●準耐力壁等を存在壁量に算入することができます

準耐力壁等（耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁）を存在壁量に算入することができます。

② 柱の小径の基準の改正

●仕様の実態に応じて柱の小径を算定します

壁量基準と同様に、建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、柱の小径の最小寸法や柱の負担可能な床面積を算定します。

●柱の小径を算定するための支援ツールを活用できます

表3-3 柱の小径を算定する2つの支援ツール

方法	概要
A 早見表	住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表から柱の小径を選択します。
B 表計算ツール	表計算プログラム上で、A 早見表よりも詳細な情報を、入力または選択することで、柱の小径の最小寸法が自動計算されます。 A 早見表よりも精緻な算定が可能です。 また、柱の小径に応じて柱の負担可能な床面積についても、自動計算が可能です。

方法 A 早見表

住宅の仕様等に対応した早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択し、その表の中から床面積あたりの必要壁量を選択します。

早見表は以下の URL または右の QR コードから入手できます。

<https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>



手順 1：早見表の中から、計画している住宅の条件に適合する早見表を選択します

- ・太陽光発電設備等の有無
- ・1・2 階の階高
- ・床面積比（1 階の床面積に対する 2 階の床面積の比）

試算No.
32
ver1.0

1. 基本情報

項目	値	入力の注意点等
2階階高	2.9 m以下	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高	3.0 m以下	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数 C_0	0.2	軟弱地盤であるとして行政庁が0.3と指定している場合は下記の床面積に乘じる値を1.5倍すること（不明な場合は特定行政庁に確認）。
太陽光発電設備等	なし	全面載荷 床面積当たりの荷重260(N/m ²)を想定
床面積比	60/100以上 80/100未満	2階の床面積/1階の床面積（小屋裏面積を含む）
柱の仕様	すぎ、無等級材	すぎ、無等級材（平成12年建設省告示第1452号第5号）を前提として算定。

2. 単位面積当たりの必要壁量 L_w (単位 cm/m²)と柱の小径 d_c (mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		単位面積当たりの必要壁量 L_w (cm/m ²)		柱の必要小径 d_c (mm)					
		令第46条第4項、昭56建告第1100号第三		令第43条第1項、第6項、平12建告第1349号第一第二項					
屋根の仕様	外壁の仕様	2階建て		平屋		1階		2階	
		1階	2階	d_c /I*	d_c (mm) 以上	d_c /I*	d_c (mm) 以上	d_c /I*	d_c (mm) 以上
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31
スレート屋根	金属板張	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31
スレート屋根	下見板張	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31
金属板ぶき	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31
金属板ぶき	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31
金属板ぶき	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31
金属板ぶき	金属板張	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31
金属板ぶき	下見板張	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31

*柱の必要小径 d_c /機械材間距離/

手順 2：計画している住宅の仕様に該当するものを選択します

- ・屋根：瓦屋根、スレート屋根、金属板ぶき
- ・外壁：土塗り壁等、モルタル等、サイディング、金属板張、下見板張

手順 3：住宅の階数に応じて、床面積あたりの必要壁量を選択します

図 3-2 早見表の例と使用手順

早見表の注意事項

① 特定行政庁が、地盤が著しく軟弱な区域として指定した地域では、床面積あたりの必要壁量を 1.5 倍する必要があります。指定の有無は、特定行政庁に確認してください。

[昭55 建告第1793号]

② 早見表の対象範囲から外れる場合（階高が 3.2 m を超える場合、床面積比が 120/100 を超える場合等）は、方法 B 表計算ツールを使用してください。

方法 B 表計算ツール

表計算プログラム上で必要な情報を入力または選択すると、床面積あたりの必要壁量が自動計算されます。

表計算ツールは、P.83 の URL または QR コードから入手できます。

表計算ツールの詳細については、表計算ツールのマニュアルを参照してください。

入力欄に必要事項を入力または選択します

ver1.0

作成日	年 月 日	物件名	
設計事務所名		作成者	建築士の種類

※使い方：灰色の枠 に必要事項を入力すると 青色の枠 に結果が出力されます。

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m²) (令第46条第4項)

項目	入力欄	入力の注意点等
2 階階高(m)	2.90	2 階梁・桁上端～2 階床梁上端までの距離
1 階階高(m)	3.00	1 階土台上端～2 階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)
2 階床面積(m ²)	53	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)
1 階床面積(m ²)	69	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	プルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m ²)	なし(0)	太陽光発電設備等の質量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(灰色)にその質量を入力する。 下記への入力は不要です。 設備等の質量 (kg)
天井断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(灰色)に値を入力する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm) 16 200
外壁断熱材(N/m ²)	任意入力	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(灰色)に値を入力する。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm) 16 105

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】 (方法①)	1 階	2 階
		37	25

床面積あたりの必要壁量が表示されます

図 3 - 3 表計算ツールの入力・出力の例

8-8

■耐力壁・準耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	基準倍率	係数	開口有無	開口高さ (cm)	取付高さ (cm)	下地貼材高さ (cm)	垂壁高さ (cm)	腰壁高さ (cm)	下地貼材実高さ (cm)	横架材間内法寸法 (cm)	有効壁倍率	最低厚さ (mm)	規格	くぎ打ちの方法	
																種類	間隔 (mm)
耐力壁	A	筋かい (45 × 90) (シングル)	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.00	-	-	-	-
	B	筋かい (45 × 90) (ダブル)	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.00	-	-	-	-
準耐力壁等	a	石膏ボード (床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	284.4	0.45	12.0	JIS A6901-2005	GNF40 又は GNC40	150 以下
	b	石膏ボード (床勝ち大壁)	0.9	0.6	無	0.0	0.0	240.0	240.0	0.0	240.0	273.0	0.47	12.0	JIS A6901-2005	GNF40 又は GNC40	150 以下

・有効壁倍率 = 基準倍率 × 係数 × 下地貼材実高さ ÷ 横架材間内法寸法

※本表に記載する以外の準耐力壁等の算入は行わない。

8-10

■壁量判定 (必要壁量検討方法：A 早見表)

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定				存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≤ 存在壁量
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)		
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	G ≤ H
2階 X 方向	53.00	27	1,431.00	19.04	50	952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,456.55	OK
2階 Y 方向			1,431.00	19.04		952.00	1,431.00	>	952.00	1,431.00	2,750.93	OK
1階 X 方向	69.23	39	2,699.97	51.05	50	2,552.50	2,699.97	>	2,552.50	2,699.97	4,381.65	OK
1階 Y 方向			2,699.97	41.02		2,051.00	2,699.97	>	2,051.00	2,699.97	4,556.83	OK

8-1

8-2

8-3

8-4

8-5

8-6

8-11

8-7

8-11

・風圧力の区分：一般地域

・各階ごとに、X 方向、Y 方向のそれぞれについて、C と F を比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。

・地震力の必要壁量は、「地盤割増 (令第 46 条第 4 項)」を含む (地盤割増 : 1.0)



(8) 壁量判定

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁量基準 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項) 明示すべき事項 ：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 2 によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章の該当ページを示しますので、参考にしてください。	8-1	☐ 各階床面積	⇒ P82
	8-2	☐ 床面積に乗する値	
	8-3	☐ 地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	☐ 見付面積 (各階・各方向)	⇒ P87
	8-5	☐ 見付面積に乗する値	
	8-6	☐ 風圧力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	8-7	☐ 存在壁量 (各階・各方向)	⇒ P89
	8-8	☐ 耐力壁・準耐力壁等の種類、仕様一覧	
	8-9	☐ 耐力壁・準耐力壁等の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	
	8-10	☐ 耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	☐ 壁量判定	⇒ P95
	8-12	☐ 準耐力壁等の必要壁量に対する割合	⇒ P95
平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) [平面図から転記]	8-13	☐ 壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	☐ 通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第 3 章第 3 節) [平面図から転記]	8-15	☐ 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 2 3 条) [平面図から転記]	8-16	☐ 耐力壁及び非耐力壁の位置	

③準耐力壁等の種類と壁倍率

準耐力壁の種類と壁倍率は、昭56 建告第1100 号に示されています。

準耐力壁等の壁量は、基本的に、各階・各方向の必要壁量の1/2 以下の範囲内で、任意に算入することができます。

準耐力壁等とは、耐力壁としての仕様を満たしていないが、一定の耐力を期待できる壁をいいます。

準耐力壁等には、「準耐力壁」と「垂れ壁・腰壁」の2つがあり、基準や壁倍率は以下のとおりです。

表3-7 準耐力壁等の基準・倍率

	準耐力壁等	
	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
図		
基準	・材料 : 面材・木ずり等 ・くぎ打ち: 柱・間柱にくぎ打ち※1 ・幅 : 90cm以上 ・高さ : 一続きで横架材相互間の垂直距離の80%以上	・材料 : 面材・木ずり等 ・くぎ打ち: 柱・間柱にくぎ打ち※1 ・幅 : 一続きで90cm以上かつ2m以下 ・高さ : 一続きで36cm以上 ・両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	【面材】 $\text{壁倍率} = \text{面材の基準倍率}^{\ast 2} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材相互間の垂直距離}}$ 【木ずり】 $\text{壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材相互間の垂直距離}}$	

※1: 面材は柱・間柱に川の字にくぎ打ちし、横架材等にくぎ打ちしなくても構いません。

※2: 昭56 建告第1100 号の倍率。ただし、面材の材料やくぎの種類・間隔などは、昭56 年建告第1100 号の仕様を守る必要があります。例えば、構造用合板を壁倍率2.5 倍で使用する場合、N50 を15cm以下の間隔でくぎ打ちします。

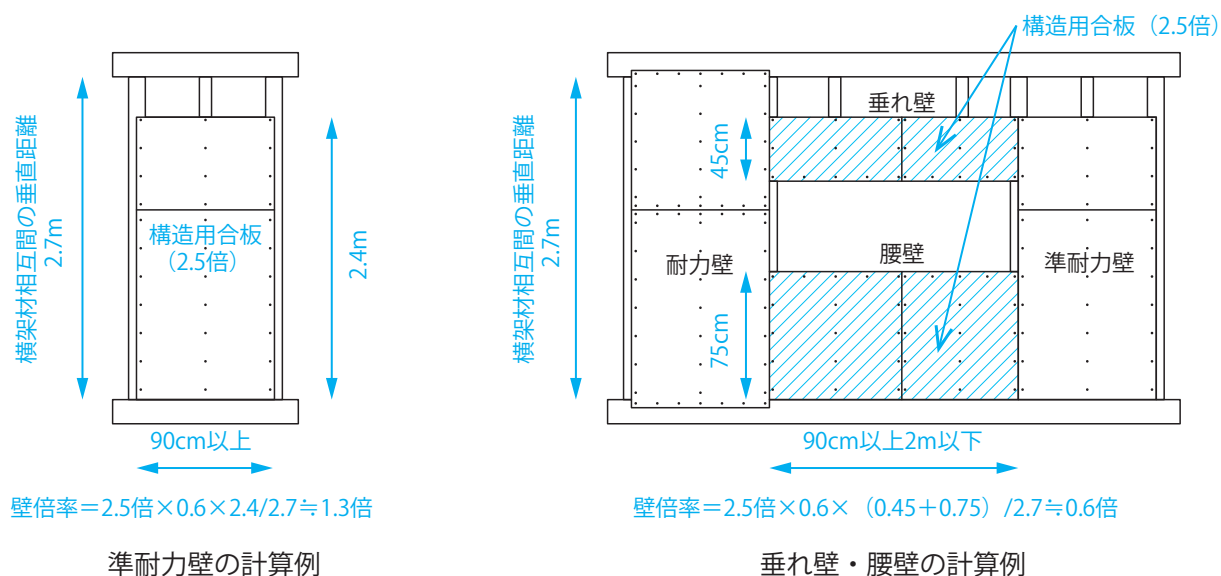


図 3 - 9 準耐力壁等の倍率の計算例

●準耐力壁等を存在壁量に算入する場合の取り扱い

準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、基本的に、壁配置のバランスの確認（四分割法）、柱頭・柱脚の接合方法の確認（N 値計算法等）において、準耐力壁等の影響を考慮しません。

表 3 - 8 準耐力壁等の割合と四分割法・N 値計算法等の方法

	各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁等の割合が 1/2 以下の場合
	0 1/2 必要壁量 準耐力壁等 耐力壁
壁配置のバランスの確認（四分割法）	耐力壁のみでバランスを確認 （準耐力壁等を側端部分の存在壁量に算入しない）
柱頭・柱脚の接合方法の確認（N 値計算法等）	耐力壁のみで接合方法を確認 （準耐力壁等の倍率を 0 として N 値計算） （ただし壁倍率が 1.5 倍を超える準耐力壁等は、当該準耐力壁等の倍率で N 値計算）

各階・各方向のいずれかにおいて、必要壁量の 1/2 を超えて準耐力壁等を算入する場合は、準耐力壁等を設ける柱の安全性の検証等を行う必要があります。特殊な事例となるため、本書の解説の対象外とします。

参考：耐力壁とみなせる例・みなせない例

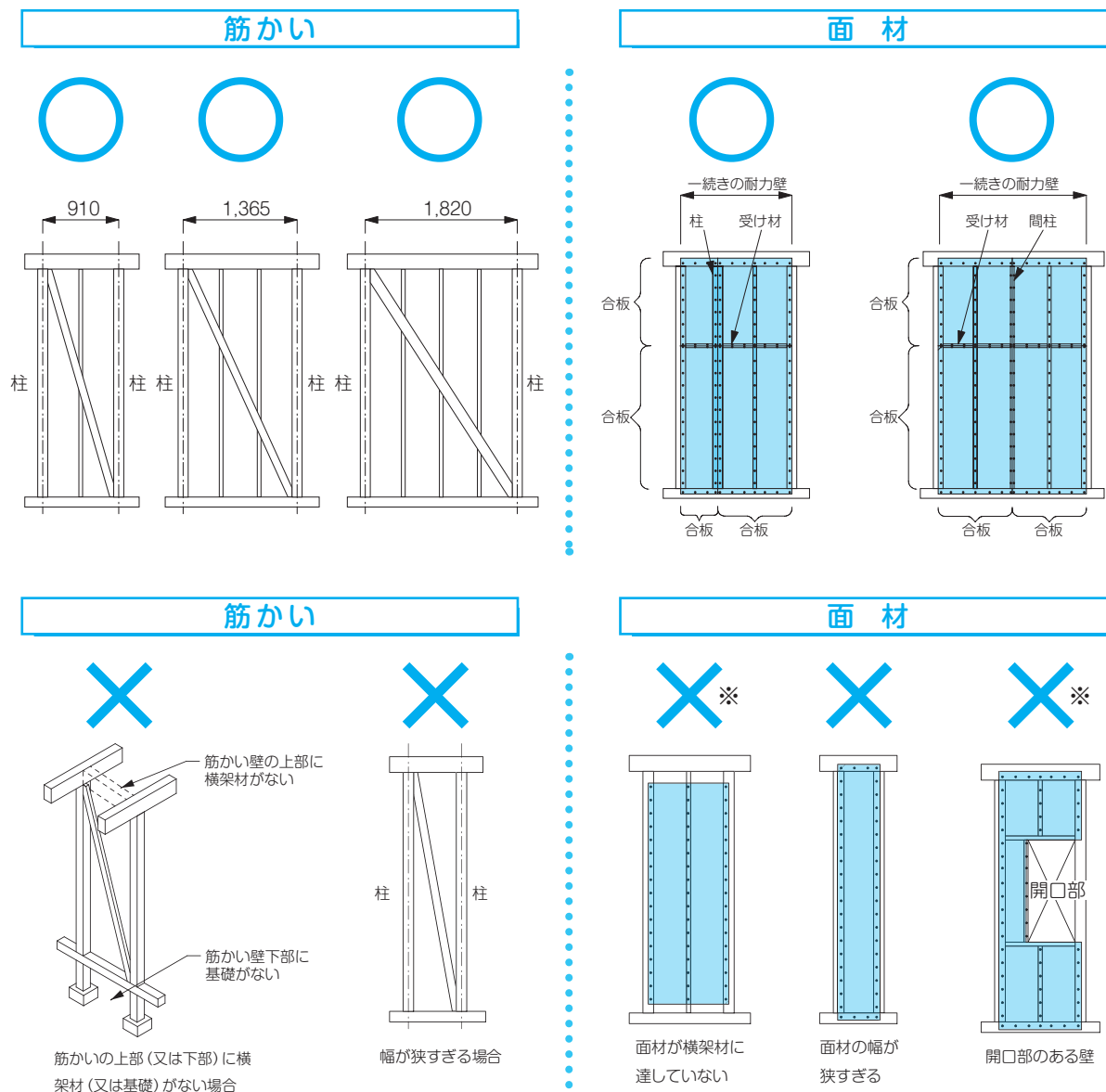


図 3-10 耐力壁とみなせる例・みなせない例

※準耐力壁等とみなせる場合があります。（P.91 参照）

耐力壁に小開口を設ける場合は、下図を参考にしてください。

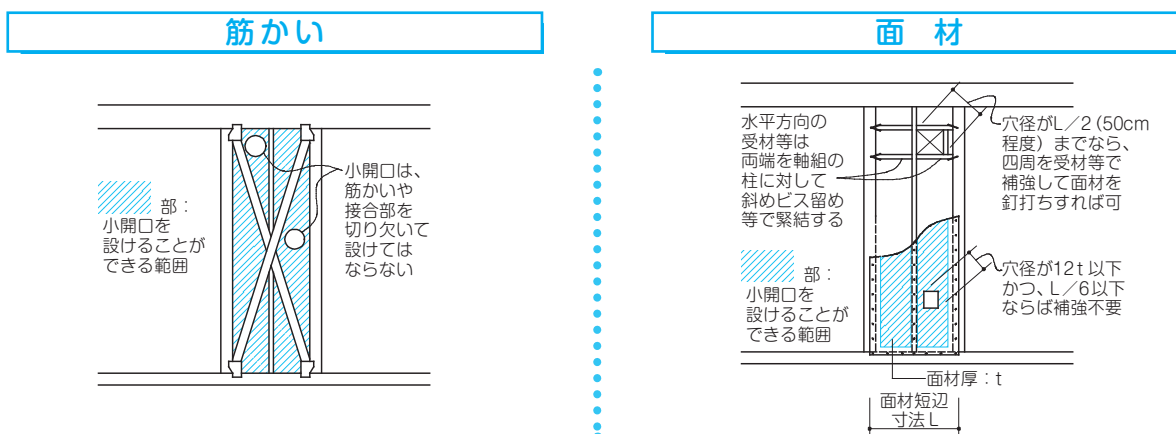


図 3-11 剛性・耐力に影響しない小開口の開け方

9-2

■区画別床面積計算表 [1 階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.000	2.7300000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3901000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

9-14

■四分割法判定

階	方向	位置	有効面積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地盤割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁率比	壁率比判定
			①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑥>1.00	⑦=⑥小÷⑥大	⑦≧0.5
2	X	上	13.25	27	1.0	357.75	637.00	1.78	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
	Y	左	13.25	27	1.0	357.75	910.00	2.54	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	27	1.0	357.75	728.00	2.03	OK		
1	X	上	11.68	20(*)	1.0	233.60	455.00	1.95	OK	(0.72)	(OK)
		下	19.88	39	1.0	775.32	1,092.00	1.41	OK		
	Y	左	13.25	39	1.0	516.75	1,456.00	2.82	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	39	1.0	775.32	1,820.00	2.35	OK		

9-1 9-3

9-4 9-7 9-10 9-11 9-12 9-13

- ・壁量係数欄の(*)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
- ・壁比率判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として()を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-5

9-6

9-7

■1階X方向上の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	Y13	273.00										273.00
	Y12	182.00										182.00
存在壁量												455.00

■1階X方向下の存在壁量 (cm)

種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00							1,092.00
存在壁量												1,092.00

■1階Y方向左の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00				1,456.00
存在壁量												1,456.00

■1階Y方向右の存在壁量 (cm)

種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00						1,820.00
存在壁量												1,820.00

・各通りに存在する耐力壁 (筋かい・面材) 毎の存在壁量を壁1、壁2、…と表示しています。(存在壁量 = 耐力壁の壁倍率 × 長さ とします)



(9) 四分割法判定

チェックリスト

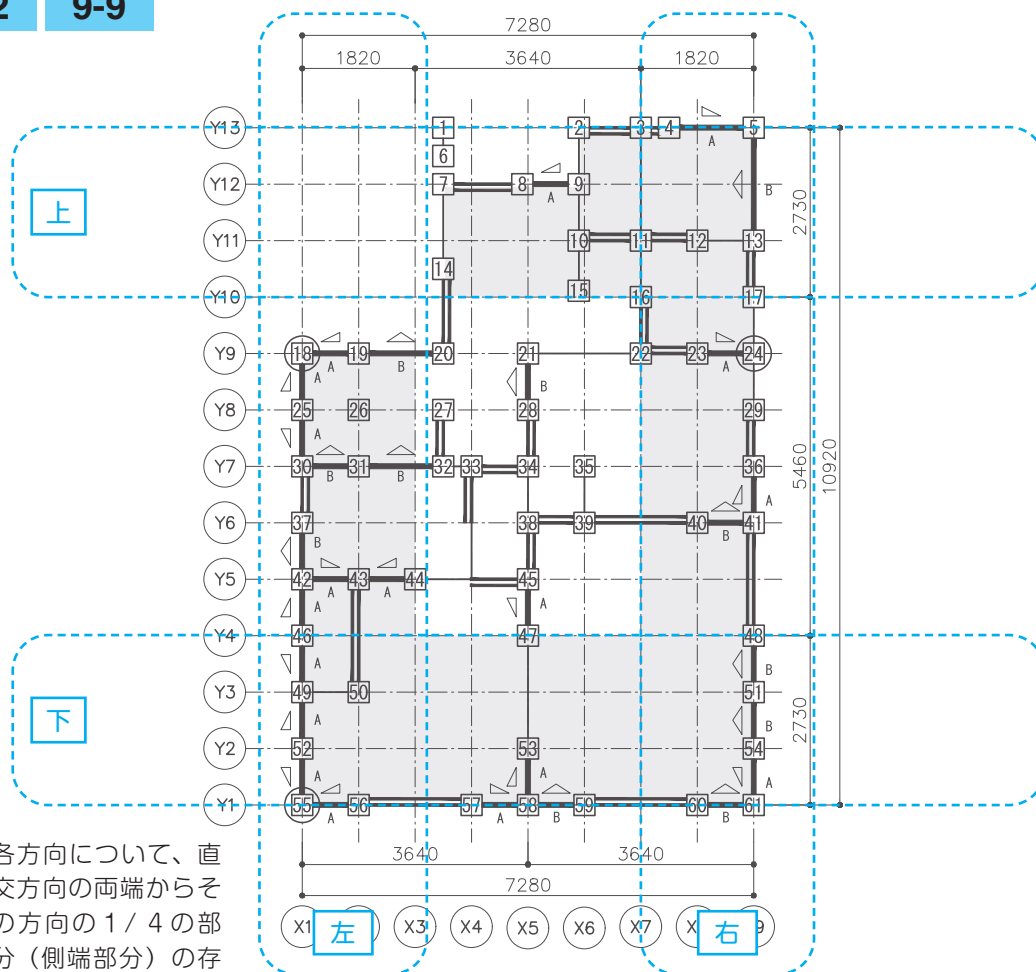


根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
壁配置のバランス (四分割法) (法第20条、令第3章第3節、令第46条第1項、第4項) 明示すべき事項 : 令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項 表2によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第3章の該当ページを示しますので、参考にしてください。	9-1	☐ 側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	☐ 側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	☐ 地震力算定用係数	
	9-4	☐ 側端部分の地震力に対する必要壁量 (各階・各方向)	
	9-5	☐ 耐力壁の壁倍率	⇒ P98
	9-6	☐ 耐力壁の長さ	
	9-7	☐ 側端部分の存在壁量 (各階)	
	9-8	☐ 耐力壁の種類	
	9-9	☐ 耐力壁の配置	⇒ P98
	9-10	☐ 壁量充足率	
	9-11	☐ 充足率判定	
	9-12	☐ 壁率比	
	9-13	☐ 壁率比判定	
	9-14	☐ 四分割法判定	

(9) 四分割法判定

① 1 階 四分割法平面図

9-2 9-9



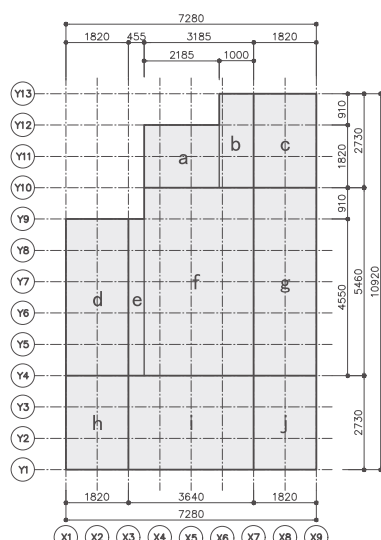
各方向について、直交方向の両端からその方向の1/4の部分（側端部分）の存在壁量を求める

9-8

凡例 一般壁 耐力壁 筋かいダブル 柱 開口部 1/4範囲 筋かいシングル 柱 通し柱

9-2

■ 1 階四分割法面積根拠図



9-1

■ 四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積 (㎡)
2	X	上	$(k+l+m)$	13.25
		下	$(q+r+s)$	13.25
	Y	左	$(k+n+q)$	13.25
		右	$(m+p+s)$	13.25
1	X	上	$(a+b+c)$	11.68
		下	$(h+i+j)$	19.88
	Y	左	$(d+h)$	13.25
		右	$(c+g+j)$	19.88

※壁量判定において準耐力壁等を存在壁量に算入していますが、各階・各方向の必要壁量に対する準耐力壁の割合が1/2以下であるため、四分割法では準耐力壁等を算入していません。

凡例 床面積区画 a b c...床面積区画名

10-1

■ 1 階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	1 階							2 階						L	2.7/2.7	N	接合金物	
		柱状況	パターン	補正值	A1	B1	2.7/2.7		柱	柱状況	パターン	補正值	A2	B2				柱頭	柱脚
4	X	下屋/他柱	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
5	X	下屋/出隅	2.0 \ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0								0.4	1.0	0.80	(と)	(と)
	Y		4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.8	1.0								0.4	1.0	2.80	(と)	(と)
8	X	下屋/他柱	0.0 \ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
9	X	下屋/他柱	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
13	Y	下屋/他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0								0.6	1.0	1.40	(に)	(に)
18	X	出隅	0.0 \ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		1	出隅	0.0 \ 2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20	無	(と)
	Y	出隅	2.0 \ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		1	出隅	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20	(通し柱)	(と)
19	X	他柱	2.0 \ × 4.0	0.5	2.5	0.5	1.0		2	他柱	2.0 \ / 2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.0	-0.35	(い)	(い)
20	X	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		3	他柱	2.0 \ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	1.65	(へ)	(へ)

10-2 10-7

10-5 10-6 10-8

10-9 10-10 10-11

10-11

■ 使用金物一覧

N 値	告示表三	金物名 (同等以上)	略称
0	(い)	短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	加ガイ
~0.65	(ろ)	長ほぞ差し込み栓又はかど金物 CP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	CP-L
~1.0	(は)	山形プレート VP 又はかど金物 CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
~1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物 (スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
~1.6	(ほ)	羽子板ボルト又は短冊金物 (スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
~1.8	(へ)	10kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
~2.8	(と)	15kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
~3.7	(ち)	20kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
~4.7	(り)	25kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
~5.6	(ぬ)	15kN 引き寄せ金物 × 2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15 × 2
5.6 超	(一)		N>5.6

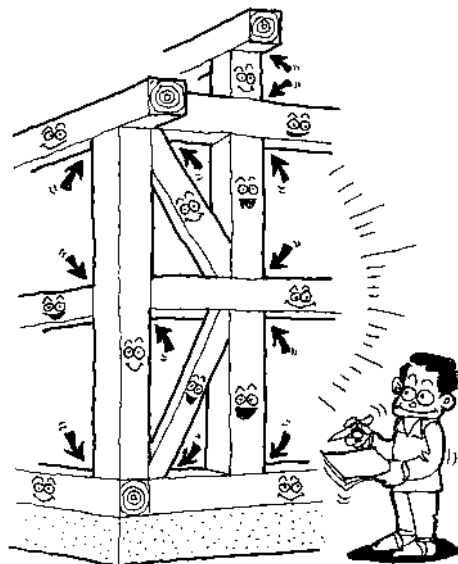
(10) 柱頭柱脚
金物算定

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項	第3章 該当ページ
柱頭柱脚の接合方法 (N 値計算法) (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 47 条第 1 項) 明示すべき事項：令第 47 条第 1 項に 規定する基準への適合性審査に必要な 事項 規則第 1 条の 3 第 1 項 表 2 に よれば、柱頭柱脚の接合方法 (N 値 計算法) に関する明示すべき事項 については「令第 47 条第 1 項に 規定する基準への適合性審査に必 要な事項」と示されているため、 具体的に必要な記載事項につい ては、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細につい て第 3 章の該当ページを示します ので、参考にしてください。	10-1	☐ N 値計算表 (各階)	⇒ P100
	10-2	☐ 対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	☐ 耐力壁の壁倍率	
	10-4	☐ 耐力壁の種類と配置	
	10-5	☐ 壁倍率の差 (A1、A2)	
	10-6	☐ 補正值 (筋かいの場合)	
	10-7	☐ 出隅柱の判別	
	10-8	☐ 周辺部材の押さえ効果を表す係数 (B1、B2)	
	10-9	☐ 鉛直荷重による押さえ効果を表す係数 (L)	
	10-10	☐ 決定 N 値	
	10-11	☐ N 値に応じた接合金物の仕様	

4. 柱頭・柱脚の接合方法



耐力壁・準耐力壁等が取り付けられている柱の柱頭・柱脚は、発生する応力に耐えられる接合方法とします。

[令第47条第1項、平12建告第1460号]

柱頭・柱脚の接合方法の選択には、

① N 値計算法

② 告示(平12建告第1460号第2号イ)の仕様

の2つの方法があります。

① N 値計算法は、簡単な計算が必要ですが、実際の引き抜き力に見合った接合金物を選択できます。

② 告示の仕様は、計算は不要ですが、①よりも耐力にゆとりを持った接合金物を選択することになります。また、階高は3.2 m以下に限られます。

本章では、① N 値計算法の概要を紹介し、② 告示の仕様による方法の解説を行います。

なお、接合金物は、性能や品質が明らかな金物を使用する必要があります。具体的には、Zマーク金物や同等認定金物等を用いることが必要です。

(1) N 値計算法の概要

柱頭・柱脚の接合部の仕様の選択方法として、平12 建告第1460 号に位置づけられている告示の仕様のほかに、算定式（通称「N 値計算法」）による方法があります。

N 値とは、壁倍率等に応じて接合部に必要となる「引き抜きの強さ」を示す数値です。以下に N 値計算法の概要を示します。詳細については「木造軸組構法住宅の構造計画」、「ひとりで学べる木造の壁量設計演習帳」、「建築物の構造関係技術基準解説書」等を参考にしてください。

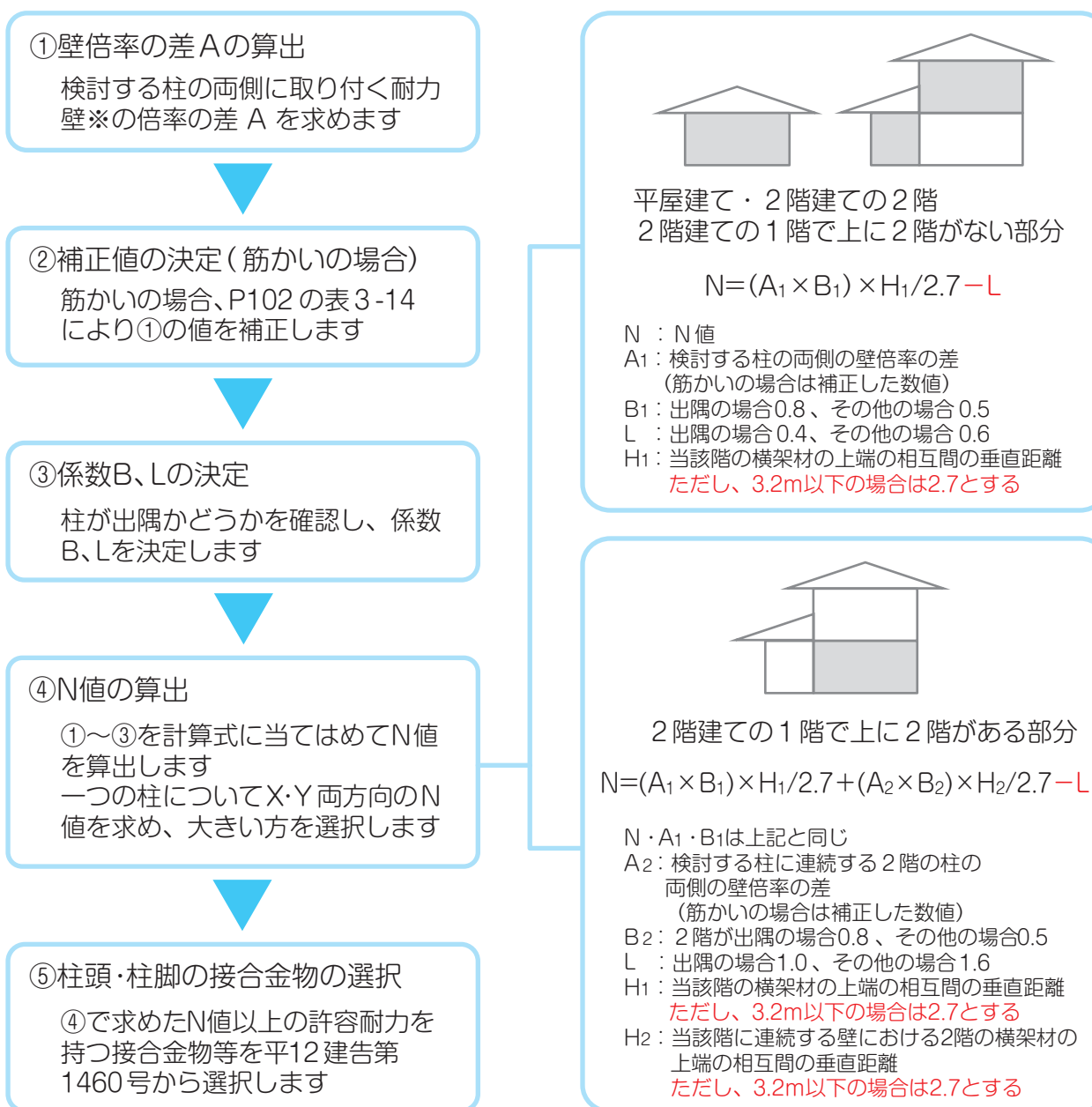


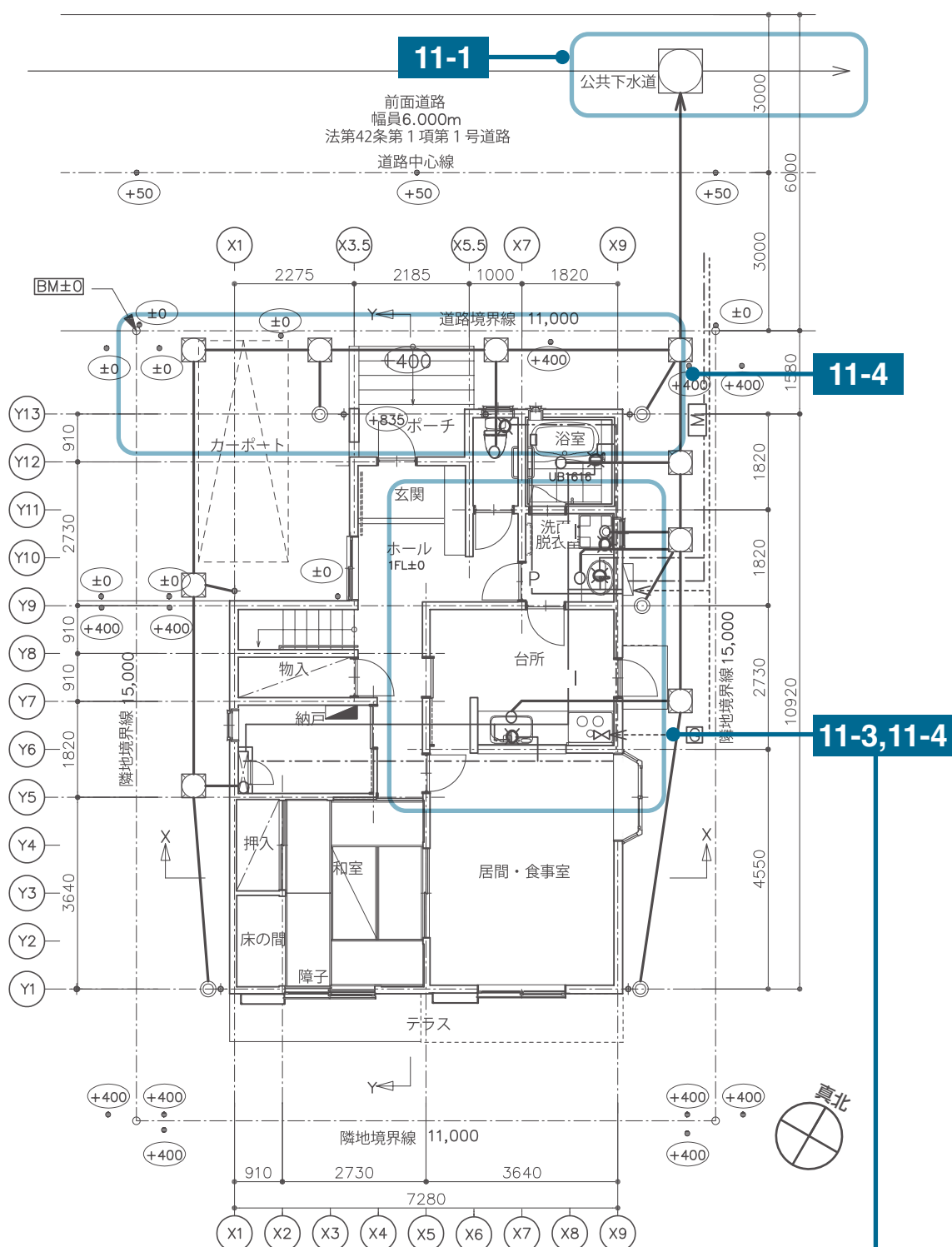
図 3-19 N 値計算法の流れと計算式

※本書の適用範囲では、準耐力壁等の倍率を 0 として N 値計算を行うことができます。ただし、存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率（複数の準耐力壁等を併用する場合は、準耐力壁等の壁倍率の合計）が 1.5 倍を超える準耐力壁等は、当該準耐力壁等の倍率を用いて N 値計算を行う必要があります。

表3-14 柱に取り付く筋かいの種類と位置による補正値

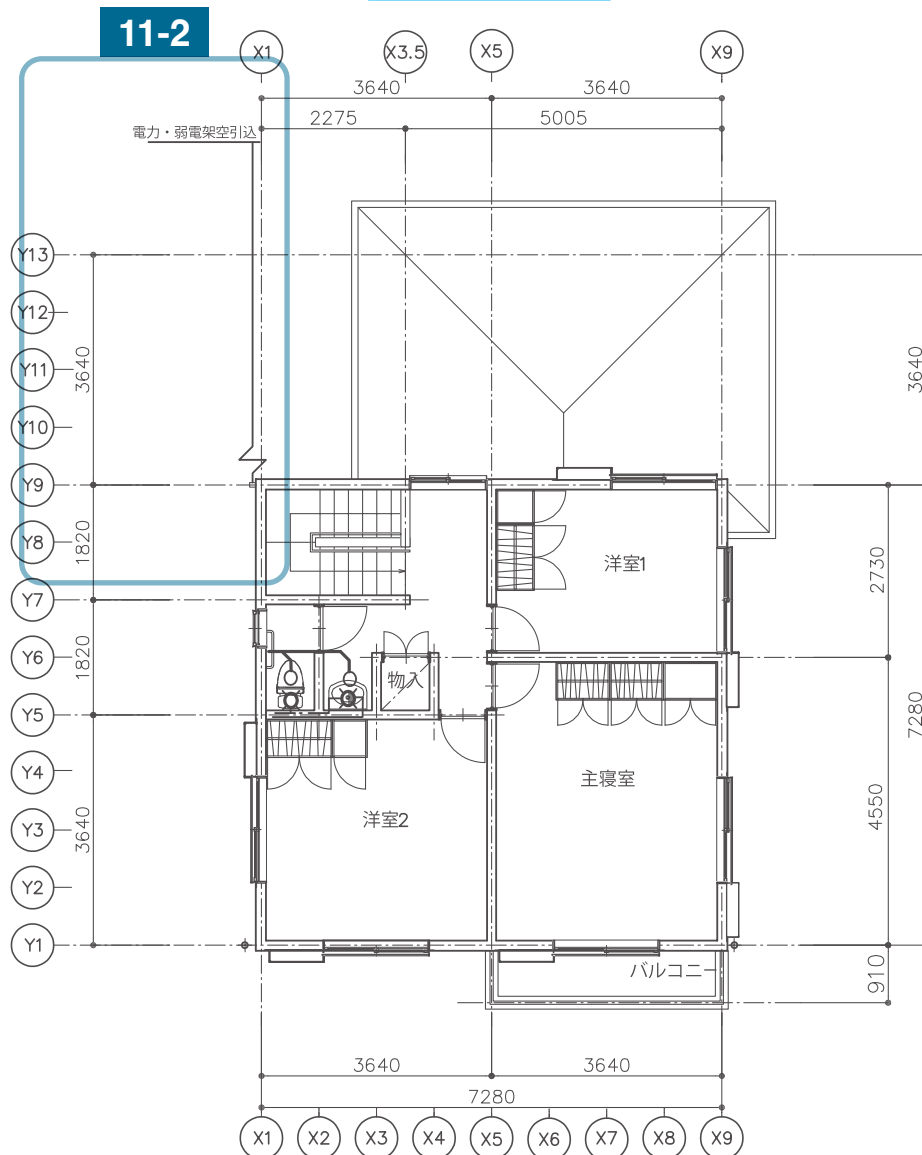
柱の片側のみに筋かい有り		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
		0	0.5	0.5	2.0	
		0	－ 0.5	－ 0.5	－ 2.0	
柱の両側に筋かい有り		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
	木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	0	0.5	0.5	2.0	
	木材 30 × 90mm以上	0.5	1.0	1.0	2.5	
	木材 45 × 90mm以上	0.5	1.0	1.0	2.5	
	木材 90 × 90mm以上	2.0	2.5	2.5	4.0	
		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
	木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	0	－ 0.5	－ 0.5	2	
	木材 30 × 90mm以上	0.5	0.5	0	1.5	
	木材 45 × 90mm以上	0.5	0.5	0.5	1.5	
	木材 90 × 90mm以上	2.0	1.5	1.5	2.0	
		木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上	木材 30 × 90mm以上	木材 45 × 90mm以上	木材 90 × 90mm 以上	備考
	木材 15 × 90mm以上 又は鉄筋 直径 9mm以上 のたすきがけ	0	0.5	0.5	2.0	
	木材 30 × 90mm以上 のたすきがけ	0	0.5	0.5	2.0	
	木材 45 × 90mm以上 のたすきがけ	0	0.5	0.5	2.0	
	木材 90 × 90mm以上 のたすきがけ	0	0.5	0.5	2.0	
		0				

① 1 階平面図



引込み管 水道用塩化ビニル管	給湯器	排水樹
給水管 水道用塩化ビニル管 20φ (防露GW厚20)	混合水栓 (給湯・給水)	縦樋 60φ
給湯管 ステンレス鋼管 20φ (防露GW厚20)	水栓 (給水)	雨水栓 200φ
給湯管 ペアチューブ銅管	排水	受電点 (電圧：単相3線式200V)
排水管 硬質ポリ塩化ビニル管	追焚き	
ガス管 ○○ガス指定品		分電盤

② 2階平面図



11-3, 11-5

■特記事項

< 共通 >

☐ 上水道管理者及び下水道管理者と協議済み

< 給水設備 >

☐ 有効な吐水口空間を確保すること

☐ 給水管にはウォーターハンマー防止措置を行う

< 排水設備 >

☐ 排水トラップの構造は、昭50年第1597号第2第3号の規定に適合すること

☐ 通気管の構造は、昭50年第1597号第2第5号の規定に適合すること

☐ 排水配管の構造は、令129条の2の4第3項に適合すること



(11) 給排水衛生・電気設備図

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図、平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		☐ 縮尺・方位
		☐ 間取、各室の用途及び床面積
水洗便所 (法第31条第1項) [配置図から転記]	11-1	☐ 排水ますの位置
電気設備 (法第32条)	11-2	☐ 常用の電源の種類及び位置
給排水その他配管設備の設置等 (法第36条、令第129条の2の4)	11-3	☐ 配管設備の種類、配置及び構造
	11-4	☐ 配管設備の末端の連結先
		☐ 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		☐ 給水管の止水弁の位置
	11-5	☐ 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置

(12) 換気・採光計算書

① 採光計算書

■採光適合確認

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	直上頂部 から敷地 境界 D	窓中心から 直上頂部 H	採光補正係数 A		窓ガラスの面積 B	有効採光面積 E=A×B	居室面積 S	必要採光 面積 F=S/7	採光判定 (E>F)
					D/H×6-1.4 (算定式)						
居間・ 食事室	AW1	引違い(南側) W1650/H2200	1.650	4.383	0.85	0.85	0.7×2.0×2=2.80	2.38	16.562	2.37	OK
	2階軒先										
	AW1 バルコニー	引違い(南側) W1650/H2200	1.450	1.500	4.39						
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	4.483	0.80	0.80	0.7×1.8×2=2.52	2.01	11.593	1.66	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	0.875	9.91	3.00	0.7×0.9×2=1.26	3.78	16.562	2.37	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	10.346	1.167	51.79	3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	9.937	1.42	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	1.650	1.167	7.08	3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	13.249	1.89	OK

12-3

12-2

12-1

居間・食事室の窓 AW1 の直上にはバルコニーがありますので、バルコニーの頂部と2階軒先から敷地境界線までの水平距離 (D) の両方について検討を行い、厳しい条件の方が採光補正係数 (A) となります。
採光補正係数の最大は、3.0 ですので、「D/H×6-1.4」の値が 3.0 を超えた場合は、3.0 が採光補正係数 (A) となります。

② 必要有効換気量を算出した際の計算書

■有効換気計算表

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C=B/2	必要換気面積 D=S/20	換気判定 C>D
居間・食事室	AW1	引違い(南側) W1650/H2200	0.7×2.0×2=2.80	16.562	1.40	0.83	OK
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=2.52	11.593	1.26	0.58	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=2.52	16.562	1.26	0.83	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	9.937	0.70	0.50	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	13.249	0.70	0.66	OK

有効換気量 > 必要有効換気量を確認

12-4

③ 有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書

■居室毎の機械換気設備※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 ㎡	必要有効換気量 (A) ㎡/h	換気種別	給気機による 給気量 (A) ㎡/h	排気機による 排気量 (B) ㎡/h	換気回数 n
1 F 玄関	2.485	2.580	6.412	254.960 × 0.5 127.480	第3種換気設備給気口及 び排気機		80	
1 F ホール	5.300	2.400	12.720					
1 F 廊下	4.304	2.400	10.330					
1 F 階段	2.070	2.175	4.503					
1 F 便所	1.820	2.400	4.368					
1 F 台所	9.937	2.400	23.849					
1 F 居間	16.562	2.400	39.749					
1 F 和室・床の間	11.593	2.400	27.824					
2 F 廊下	6.624	2.400	15.898		第3種換気設備給気口及 び排気機		80	
2 F 階段	4.140	2.400	9.936					
2 F 便所	1.656	2.400	3.975					
2 F 主寝室	16.562	2.400	39.749					
2 F 洋室1	9.937	2.400	23.849					
2 F 洋室2	13.249	2.400	31.798					
合計			254.960					
							160	0.63>0.5

12-6

12-5

12-6



(12)換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項) [配置図から転記]	12-1	☐ 居室の採光（法第28条第1項）に規定する開口部の位置及び面積
	12-2	☐ 居室の床面積
	12-3	☐ 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法



(12)換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
必要有効換気量の算出 (法第28条第2項から第4項)	12-4	☐ 必要有効換気量及びその算出方法



(12)換気・採光計算書

チェックリスト



根拠条文	番号	明示すべき事項
換気回数の検討（シックハウス等対策） (法第28条の2、令第20条の7、8)	12-5	☐ 有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法
	12-6	☐ 換気回数及び必要有効換気量